

2011年9月13日

各部門会議座長殿

主査選任及び租特等にかかる重点要望選定のお願い

民主党税制調査会

会長 藤井 裕久

平素からの活発な政策活動に心より敬意を表します。

さて、このたび民主党税制調査会では、政府税制調査会における次年度税制改正案の策定に際し、租特等にかかる重点要望の整理を行うことになりました（租特等要望の流れについては別紙「租税特別措置等要望の流れのイメージ」をご参照ください）。つきましては、ご多用中恐縮ではありますが、部門会議座長各位におかれましては、下記のご対応をお願い申し上げます。

#### （１）主査の選任

各部門会議において、税制改正要望を担当する主査（原則各委員会筆頭理事）を選出していただき、別添の書式1に記入し政策調査会の各部門担当者を通じて党税制調査会にご提出ください。

#### （２）関係団体等からのヒアリング

各部門会議において、主査を中心に、民主党幹事長室（企業団体対策委員会）の要請も踏まえつつ、広く税制改正要望にかかる意見聴取を、マスコミフルオープンなどできる限り国民に開かれた形で行ってください。

#### （３）要望の取りまとめ

各部門会議において、ヒアリング結果などを踏まえつつ、各省庁

と税制改正要望について十分に協議し、各省庁を通じて、9月末日までに税制改正要望を政府税制調査会宛に提出してください。

(4) 重点要望の取りまとめ

各部門会議において、政府税調に提出した要望の中から、10月15日までに重点要望（要望量に応じて3～5つ程度）を取りまとめ、別添の書式2に記入し政策調査会の各部門担当者を通じて党税制調査会に提出してください。

以上

民主党税制調査会 主査選任届

部門名	
御芳名	
所属院	衆議院 ・ 参議院
所属委員会御役職	

部門

重要事項	重要事項概要	要項

2011年9月13日

## 税制改正取りまとめについて

民主党税制調査会  
会長 藤井 裕久

### 1. 位置づけ

- 民主党税制調査会は、税制の抜本改革および政府税制調査会における次年度税制改正案の策定等に関し、主要事項等に係る議論および租特等にかかる重点要望の整理を行う。

### 2. 租特等要望の流れ

- 民主党の各部門会議は、税制改正要望を担当する主査（原則各委員会筆頭理事）を選出する。
- 各部門会議は、主査を中心に、民主党幹事長室（企業団体対策委員会）の要請も踏まえつつ、広く税制改正要望にかかる意見聴取を、マスコミフルオープンなどできる限り国民に開かれた形で行う。
- 各部門会議は、ヒアリング結果などを踏まえつつ、各省庁と税制改正要望について十分に協議する。各省庁は、9月末日までに各部門会議に諮った上で税制改正要望を取りまとめ、政府税制調査会宛に提出する。
- 各部門会議は、政府税調に提出した要望の中から、10月15日までに重点要望（要望量に応じて3～5つ程度）を取りまとめ、党税制調査会に提出する。
- 党税制調査会は、11月中を目途に、租特等にかかる重点要望を整理し、党内の所要の手続きを経た上で、政府税制調査会に重点要望を提出する。政府税調は党重点要望も踏まえ、党税制調

査会と調整を行いつつ次年度租特案を作成し、決定する。

### 3. 主要事項等にかかる議論の流れ

- 党税制調査会においては、政府、各種団体、有識者等より、各種税目等についてヒアリングを行いつつ、税制の抜本改革および次年度税制改正に向けた主要事項等の議論を行う。
  
- 政府税制調査会は、党税制調査会の議論を踏まえ調整を行い、次年度税制改正大綱案を作成し、決定する。

以上

# 租税特別措置等要望の流れのイメージ

